

平成30年第9回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成30年8月23日(木) 13時30分開会

場 所 瑞浪市役所 4階 全員協議会室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席者

瑞浪市教育委員会

教育長	平 林 道 博
1 番	加 藤 博 之
2 番	山 田 幸 男
3 番	五 嶋 久 年
4 番	柴 田 洋 子

説明のため出席した事務局職員

事務局長	奥 村 勝 彦
事務局次長兼	
学校教育課長兼	工 藤 仁 士
学校給食センター所長	
教育総務課長兼	酒 井 浩 二
学校統合推進室長	
社会教育課長	大 山 雅 喜
スポーツ文化課長	工 藤 嘉 高

職務のため出席した事務局職員

教育総務課長補佐	鈴 木 友 恵
教育総務課総務係	安 藤 みちる

教育長

13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

日程第1、前回会議録の承認を行う。

平成30年第8回教育委員会定例会の会議録に、3番五嶋久年委員と4番柴田洋子委員が承認の署名を行う。

—署名—

教育長

日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。

本日の会議録署名委員は、教育長において、1番加藤博之委員と2番山田幸男委員の2名を指名する。

教育長

日程第3、「教育長諸般の報告」に移る。

教育長

「学び続ける教育長」として、各種の研修会に参加した。8月1日は、東濃教育推進協議会の夏季研修会で校長会、教頭会による学校経営に関する発表を聞いた。8月20日、21日には都市教育長会夏期研修会で高山市に出かけ、エアコン設置に関する状況や小学校における英語教育などについて、情報交流を行った。

教育委員会では、プール開放の状況把握や、教員の働き方改革の取組として、4日間の学校閉校日を実施した。17日の臨時校長会では、夏休み明けの熱中症予防について、指針を示した。

教育長

日程第4、議事に移る。

「議第41号 平成30年度瑞浪市教育費にかかる9月補正予算について」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。

教育総務課長
社会教育課長
スポーツ文化課長

【議案資料より説明】

教育長

事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。

山田委員

小・中学校施設空調整備事業について、国からの補助金はないのか。また、瑞浪北中学校の取り扱いはどのようなか。

教育総務課長

今回の補正予算の対象事業である実施設計については、対象外である。来年度の予算に計上する予定の工事費については、補助金の交付対象である。文部科学省の基準に基づき、交付される。

瑞浪北中学校は、当初からエアコン設備を含む設計であることから、補正予算の対象ではない。

教育長	他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第41号 平成30年度瑞浪市教育費にかかる9月補正予算について」を原案のとおり承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	異議ないものと認める。よって「議第41号」は原案のとおり決する。
教育長	次に「議第42号 瑞浪市における「クラブ活動」のガイドラインについて」を議題とする。本案について事務局から説明を求める。
事務局次長	【議案資料より説明】
教育長	事務局から提案説明があったが、質疑はあるか。
五嶋委員	このような指針ができ、ありがたい。保護者に届いてこそ意味があるので、配布予定先を伺いたい。
事務局次長	9月頃に開催される保護者育成会にて、代表者や指導者から、クラブ加入者の保護者全員に配布を依頼する予定である。
五嶋委員	問題発生時の相談先はどのようなか。
事務局次長	学校教育課とスポーツ文化課で協議し、連絡先を掲載する。
五嶋委員	<p>要望が2点ある。1点目は、指針は毎年見直していただきたいということである。国や県の指針は、毎年変わる。この指針もそれに合わせ、また実情に応じて、更新していただきたい。</p> <p>2点目は、クラブの定義について「きちんとした指導者がおり、規約が整っていること」という点を加えるよう検討いただきたいということである。</p> <p>「〇〇学校△△クラブ」というように学校名を冠していながらも、きちんとした指導者がいない団体もある。一方で、学校名がついていなくても、クラブとして適切に機能しているものもある。クラブ名に「〇〇学校」とついていないことで、小学6年生向けのクラブ活動見学会の対象に含まれないなどの不具合がある。団体の把握に努めていただきたい。</p>
山田委員	「クラブ設置者」とは、だれを指すか。
事務局次長	「クラブ設置者」は、「保護者」である。

山田委員	<p>教育委員会は、管理監督権を有するのか。 教育委員会はどのような立場で、このガイドラインを発出するのか。 管理監督者として指示するのか、参考として提供するのか。</p>
事務局次長	<p>教育委員会に管理監督権はないので、強制はできず、協力をお願いする立場である。</p>
山田委員	<p>管理監督権がないのであれば、指導者の委嘱や解任などの権利はないということによろしいか。 また、「(3) 教育委員会 (行政) の責務」中、「関係団体」とはどのようなものを指すか。</p>
事務局次長	<p>「(3) 教育委員会 (行政) の責務」に示すように、活動停止が必要と認められた場合は、活動の自粛や禁止を求めていくが、強制力はない。 「関係団体」は、ケースにより異なるが、クラブや部活動の代表者、暴力をふるった人などが想定される。</p>
加藤委員	<p>他市の状況はどのようなか。 このガイドラインでは、活動時間数を減らし、休養日を設け、出場する大会を厳選することを推奨している。その一方で、教育委員会はスポーツで優秀な成績をおさめた児童生徒を表彰している。市のスポーツ推進に対する考えはどのようなか。</p>
事務局次長	<p>本市では、部活動の活動時間は、文部科学省や県の「運動部活動の指針」に従い、制限していく。クラブ活動についても、それに合わせて活動の自粛を依頼するものである。 多治見市は、部活動については同様の方針である。クラブについては、市長部局の文化スポーツ課がクラブやジュニアスポーツのガイドラインを出している。</p>
教育長	<p>瑞浪市では、部活動とクラブが連携しており、クラブ指導者などのおかげで、土日も活動が可能であった。今回についても依頼を行う。</p>
五嶋委員	<p>クラブは、保護者が主体となって立ち上げ、運営などを行うが、役員が毎年変わることもあり、クラブの仕組みや規約・定款の内容などを理解していない人もいる。 問題が生じ、訴訟となった場合に、定款の内容次第で指導者が責任を回避ができる。定款の作成を指導していただきたい。</p>
スポーツ文化課長	<p>他市でクラブ指導者による暴力事件が起きた際、ニュース報道で保護者が「(クラブ活動における) 責任者がだれかを知らない」と言っていた。このガイドラインを作成することで、クラブとはどういう組織であるかを説明できる。相談時に規約を作った方がよいと助言することはできるが、指導や規約・定款の添付を義務化するつもりはない。</p>

教育長	部活動は、自主的な活動との位置付けである。
山田委員	P4、1行目「部活動顧問は、(クラブの)練習に参加したり、公式戦の応援へ行ったりして、生徒の活動状況の把握に努める」とあるが、義務と捉えられるのではないか。
事務局次長	顧問に強いる内容とならないよう再検討する。
教育長	他に質疑はあるか。
各委員	質疑なし。
教育長	それでは、質疑を終結し、採決を行う。「議第42号 瑞浪市における「クラブ活動」のガイドラインについて」を一部修正のうえ承認することに異議はないか。
各委員	異議なし。
教育長	異議ないものと認める。よって「議第42号」は一部修正のうえ決する。
教育長	以上で本日の日程が終了したので、平成30年第9回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

14時08分 終了

上記会議録の正確なることを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名1番委員

署名2番委員

書 記